

●香川県告示第121号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成23年3月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所
香川郡直島町字横防3767の3
- (2) 保安林として指定された目的 飛砂の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所
香川郡直島町字地蔵山3771の10、3771の12、3771の14
- (2) 保安林として指定された目的 魚つき
- (3) 解除の理由 道路用地とするため